

お客様各位

平成 29 年 9 月 1 日  
株式会社ケーブルワン

## ケーブルワンモバイルサービス契約約款等の一部変更について

通話定額オプションの提供開始等に伴い、ケーブルワンモバイル契約約款等の一部について、以下の通り追加及び変更します。変更実施日は平成29年9月1日とし、同日より適用されます。

追加及び変更した部分については下線を附していますので、お申込み前に必ずご確認ください。

### ケーブルワンモバイル サービス契約約款

#### 第 16 条 （利用の停止等）

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全ての本サービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限する場合があります。

(1) ～ (8) 変更なし

(9) 裁判所、捜査機関、その他公的機関（警察署を含むがこれに限らない）から当社に対して、当該回線の停止または契約解除の要請・申請等が行われた場合

(10) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

2 ～ 4 変更なし

#### 【別紙 1】

#### ケーブルワンモバイルサービスにおいて定める事項

1. ～6. (変更なし)

7. 月額料金の額（第 22 条関係）

本サービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) (変更なし)

(2) SMS機能及び音声通話機能付きSIMカード利用料

品 目	料 金	備 考
(変更なし)		

通話オプション	月額料金の額（1SIMカードにつき）
留守番電話利用料	300円（税別）
割り込み電話着信利用料	200円（税別）

迷惑電話撃退利用料	無料(申し込み不要)
<u>通話定額（10分）利用料 ※5</u>	<u>850円（税別）</u>

※1 ～※4 （変更なし）

※5 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した日本国内間の音声通話のうち、1 音声通話あたり 10 分以内の通話料金が無料となります。1 音声通話が 10 分を超えた場合、10 分超過分につき 30 秒毎に 10 円の通話料が別途かかります。通話を行わない場合も、月額基本料は課金されます。国際通話および国際ローミングは対応していません。

- a. （変更なし）
- b. 留守番電話、割り込み通話着信、迷惑電話撃退もしくは通話定額オプションの利用又は利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション、割り込み通話着信オプション、迷惑電話撃退オプションもしくは通話定額オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込または利用の終了の通知の回数の上限は、毎月あたりいずれか1とします。
- c. 留守番電話利用料（月額）、割り込み電話着信利用料（月額）、迷惑電話撃退利用料（月額）及び通話定額利用料（月額）は、留守番電話オプション、割り込み通話着信オプション、迷惑電話撃退オプション及び通話定額オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。
- d. 留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション、迷惑電話撃退オプション及び通話定額オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）、割り込み電話着信利用料（月額）、迷惑電話撃退利用料（月額）及び通話定額利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- e. SMS料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金は、SMS、音声通話および国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）、留守番電話利用料（月額）、割り込み電話着信利用料（月額）、迷惑電話撃退利用料（月額）及び通話定額利用料（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- f. ～i. （変更なし）
- j. 通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信する場合であって、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認された場合、当社は当該利用者の発信を制限し、又はサービス提供を停止する場合があります。
- k. 通話定額オプションを申し込むことができる契約者は、業務利用を伴わない個人のみとします。法人及び個人事業主を含む業務利用を伴う場合はお申込みいただけません。

(3) ～(4) （変更なし）

8. ～11. （変更なし）

# ケーブルワンモバイル MVNO延長保証サービス利用規約

## 第4条（本サービスの提供範囲）

1. （変更なし）
2. 本サービスの対象とする携帯端末は、当社が個品割賦販売契約約款（ケーブルワンモバイルサービス用）に基づき本契約者に販売した「携帯端末本体」及び当社が別紙1（料金表）1.で指定した「携帯端末本体」（以下「携帯端末」といいます）に限ります。
3. ～5.（変更なし）

### 【別紙1】（料金表）

1. 本サービスの提供対象となる携帯端末のうち、当社が別途指定する端末

VAIO Phone A

2. 本サービスの提供対象とならない携帯端末

iPhone 6 CPO

3. 負担金におけるスマートフォンの料金区分

(ア)に属する端末 HUAWEI P10、Moto Z2 Play

(イ)に属する端末 VAIO Phone A

4. 月額利用料金

（変更なし）

5. 負担金

- モバイルルータ

（変更なし）

- スマートフォン

(1) 3.項において (ア)に属する端末

回数	負担金
<u>1回目</u>	<u>10,000 円（税別）</u>
<u>2回目以降</u>	<u>15,000 円（税別）</u>

(2) 3.項において (イ)に属する端末

回数	負担金
<u>1回目</u>	<u>3,000 円（税別）</u>
<u>2回目以降</u>	<u>5,000 円（税別）</u>

(3) 上記以外のサービス提供対象端末

回数	負担金
1回目	5,000 円（税別）
2回目以降	10,000 円（税別）

## 個品割賦販売契約約款（ケーブルワンモバイルサービス用）

### 【別紙 1】

指定商品名	分割払金（月額）	割賦期間
NEC Aterm MR05LN	600円（税別）	分割払金の初回支払から36ヶ月
富士通 arrows M03	1,000円（税別）	
<u>富士通 arrows M04</u>	<u>1,000円（税別）</u>	
SHARP SH-M04	1,000円（税別）	
Motorola Moto G4 Plus	1,000円（税別）	
<u>HUAWEI nova</u>	<u>1,000円（税別）</u>	
<u>ONKYO CAT S40</u>	<u>1,300円（税別）</u>	
<u>Apple iPhone 6 CPO</u>	<u>1,300円（税別）</u>	
<u>HUAWEI P10</u>	<u>1,600円（税別）</u>	
<u>Motorola Moto Z2 Play</u>	<u>1,600円（税別）</u>	